JR東海労ニュース

№1347 2009年9月17日 JR東海労働組合

会社の違法性を東京高裁も認定!

「テロリスト的行為」と掲示したことは名誉棄損

会社ついに観念!

反処分・反テロ裁判控訴審勝利

9月16日、東京高等裁判所で「反処分・反テロ裁判」控訴審判決が言い渡されました。判決では、組合側会社側双方の控訴を棄却しましたが、今年1月15日の東京地裁判決を支持し、萩原光廣当時本部執行委員長以下5名の役員に対する名誉棄損を認定し、慰謝料一人あたり30万円+弁護士費用分3万円(33万円)+遅延損害金の支払いが確定しました。

残念ながら、処分撤回と組合に対する名誉棄損は退けられましたが、会社は判決言い渡し後、代理人を通じて慰謝料の支払いを表明しました。まさに敗北宣言を発したことに他なりません。この間、やり得とばかりに繰り返されてきた不当労働行為、組合敵視の労務政策に司法のメスが入ったのです。会社は、判決を真摯に受け止め



社員をテロリスト呼ば わりしたことを謝罪す べきです。

勝利を確認した報告集会

